

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査要領

この要領は、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査委員会設置要領第8条の規定に基づき、審査会の運営に必要な事項について定める。

1 予備審査

- (1) 事務局は、要綱第6条に基づき提出のあった申請書類について、申請案件、必要書類の記載事項等について予備審査を行う。
- (2) 事務局は、予備審査により申請案件等が確認された申請書類について受理し、審査に付する書類の写しを審査会の開催までに審査委員へ配布する。

2 審査方法

- (1) 審査会は、書類による審査及びふるさと起業家(以下、「起業家」という。)が行う事業についてのプレゼンテーション並びに質疑応答により実施する。
- (2) プrezentationには、総括責任者となる予定の者が出席し、提出した申請書類に基づき説明をすることとし、追加資料の配布や新規事業提案などは受け付けない。
- (3) 各起業家が行うプレゼンテーション時間は、20分以内とし時間の超過は認めない。
- (4) プrezentationにはプロジェクターを使用することができる。この場合は、審査会の2週間前までに事務局に申し出なければならない。
- (5) 質疑応答時間は、10分以内とし時間の超過は認めない。
- (6) 各起業家によるプレゼンテーション終了毎に、審査委員は、審査項目ごとに評価、採点を行う。

3 審査項目

NO	審査項目	評価ポイント	係数	配点
1	事業動機	事業に対する想いや人に共感を得られるものであるか。	1.0	5
		将来のビジョン(実現したい社会)があるか。	1.0	5
2	継続性	持続可能なビジネスモデルになっているか。	2.0	10
3	事業性	実現可能な財務計画(利益計画、資金収支計画)を策定しており、成長が見込めるか。	2.0	10
4	社会性	事業は、地域課題を理解し問題解決に向け具体性のあるものか。	2.0	10
		事業を通して地域課題を広く周知し、理解が得られる工夫がされているか。	2.0	10
5	地域振興性	地域の魅力を引き出せる取り組みであるか。	2.0	10
		地域イメージの向上やまちづくりへの貢献意欲があるか。	2.0	10
		地域経済に好影響(雇用増加等)が見込まれるか。	2.0	10
6	責務	寄附者への報告や感謝の意を丁寧に伝えることができるか。	2.0	10
		寄附者へ自社製品(商品)の試供品送付や事業所見学等、事業に継続して関心を持ってもらうための取組みがされているか。	2.0	10
合計			—	100

4 採点基準

区分	評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

5 審査の適否

- (1) 認定事業に適する事業は、各審査委員の採点の合計点数を審査委員人数分で除した点数が 60 点以上かつその点数が一番高い順位によるものとする。なお、同点の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定する。
- (2) 算出した点数に小数点第一位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入する。
- (3) 審査委員会への審査件数が一者のみであった場合にも、審査委員会を開催しこの要領に基づく審査を実施し、各審査委員の採点の合計点数を審査委員人数分で除した点数が 60 点以上を獲得していることを最低条件とし、認定事業としての適否について合議のうえ決定する。

6 町への提言

採点結果により、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金(以下「補助金」という。)の認定事業としての適否を判断し、町行政へ提言を行う。

7 事業認定の決定

町長は、審査委員会より提言を受けた審査結果をもとに、補助金の認定又は不認定について決定し起業家へ通知するものとする。